

窓口における新型コロナウイルス感染症防止対策について

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、本市の開発許可の申請・協議等の窓口業務は、次の感染防止対策を行ったうえで、継続して業務を行っている。

【窓口対応方法の変更】

- ・ 窓口業務の事前予約制の実施（令和 2 年 5 月 1 日～）
- ・ 郵送での申請書類の受付、交付の実施

【窓口での感染防止対策】

- ・ 窓口での飛沫防止透明ビニールシートの設置
- ・ 来客用待合スペースの椅子の間隔を開ける（椅子の間引き及び廊下部への設置）
- ・ アルコール消毒液の設置

【職員の対応】

- ・ 職員の出勤抑制

令和 2 年 4 月 28 日
大阪市都市計画局
開発調整部開発誘導課

窓口業務の事前予約制の開始について（お知らせ）

開発誘導課では、各申請による事前相談や図書作成の協議について、現在、窓口に来られた順番で承っておりますが、窓口が混雑し、多くの方にお待ちいただく状況にあります。

新型コロナウイルス感染症防止対策を推進する中、密集した場所等をできるだけ作らないようにするため、**令和 2 年 5 月 1 日**より、各種申請等の窓口業務について電話による事前予約制とさせていただきます。

各種申請等の事前相談や協議を希望される方は、各担当へ事前に電話でご連絡ください。

【連絡先】

■ 開発許可・大規模事前協議・緑化指針 担当

06－6208－9285 又は 06－6208－9287

■ 福祉・ワンルーム 担当

06－6208－9319 又は 06－6208－9303

■ 住宅附置誘導 担当

06－6208－7897

【留意事項】

○新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を推進するため、職員の出勤抑制に取り組んでおります。

予約が混雑した場合は、ご希望の日時に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

○1件当たりの相談・協議時間を**原則として30分程度**とさせていただきます。

○来庁時には、あらかじめ相談・協議内容について要旨はまとめていただき、円滑な業務運営にご理解とご協力くださいますよう、よろしくお願いします。

○予約なく直接、窓口に来られた場合は、できる限り直近での予約をお取りします。その際、長時間お待ちいただくなど、相談・協議時間が十分に確保できない場合があります。

○状況により、相談・協議の開始が予約時間より多少、前後する場合があります。

新型コロナウイルス感染症対策に伴う郵送対応について

大阪市 都市計画局

開発調整部 開発誘導課

新型インフルエンザ等対策特別措置法による「緊急事態宣言」を受け、市民の方の外出機会を少なくすることを目的として、本市開発誘導課が所管する 以下の各申請等について、当面の間「郵送による協議」を可能とします。

以下の内容をよくお読みいただき、**事前に、各担当あてご相談**いただきますようお願いいたします。

■ 1 郵送対応とする各申請等について

1	開発許可申請書（都市計画法第 29 条）※ 1	開発許可担当
2	開発許可要否判定願出書	06-6208-9285
3	大規模建築物の建設計画にかかる事前協議	06-6208-9287
4	準大規模建築物の届出	
5	緑化指導指針による届出	
6	土地区画整理法第 76 条許可	
7	開発登録簿の写しの交付 ※ 1	計画指導担当
8	住宅附置誘導制度による協議	06-6208-7897
9	特別特定建築物設置工事事前協議	福祉・ワンルーム担当
10	ワンルーム形式集合建築物事前協議	06-6208-9303
11	自転車駐車場設置届出書（共同住宅用）	06-6208-9319
12	大阪府福祉のまちづくり条例第 29 条の規定による認定申請書	
13	バリアフリー法第 17 条認定の申請書	

※ 1 手数料の納付については各担当あて確認ください。

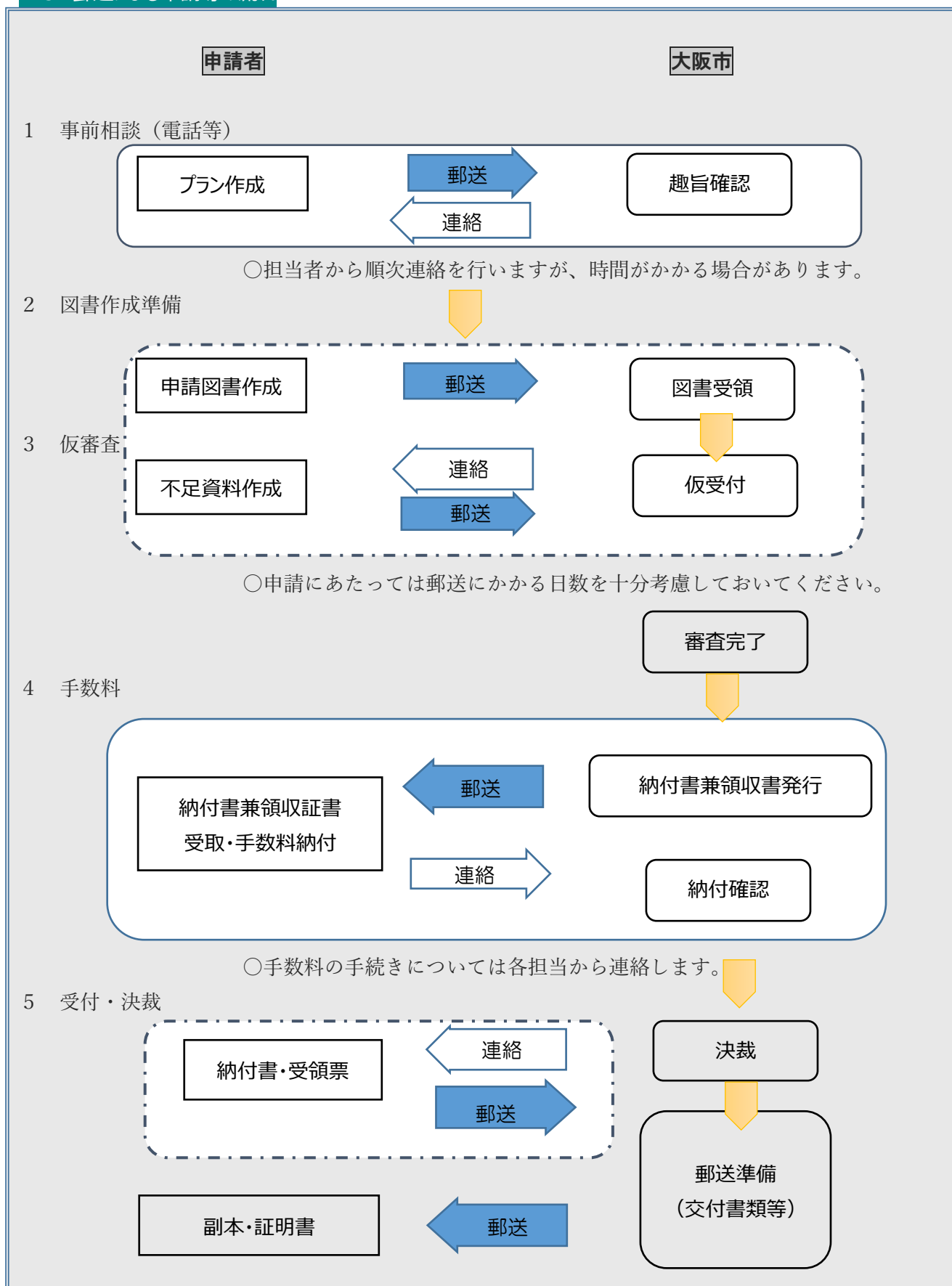
■ 2 注意事項

- ☐ 郵送にあたっては**電話番号・メールアドレス等 連絡先を明記ください**。
- ☐ 申請等にあたって必要となる**郵送費用は全て申請者・届出者の負担**となります。
※申請による不備があり、本市から送り返す場合も申請者・届出者の負担とします。ご注意ください。
- ☐ 副本の返却が必要なもの、証明書等を発行する申請等については、返信用封筒等をあらかじめ準備いただき、郵送時に同封してください。
- ☐ 返信用封筒等については以下の要件を満たすものとしてください
[①副本（A4）や納入通知書が折らずに入るサイズ（レターパック可）②返信先の住所・会社名・担当者の記入
③配達記録等にかかる費用分の切手貼付 ④信書が送ることができるもの]
- ☐ **郵送事故に関して、本市は責任を負いません**。
※郵送時は配達記録等が残るものとしてください。
- ☐ 郵送に時間を要することとなりますので、時間的に余裕をもって申請書等を行ってください。

郵送先：〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20

大阪市 都市計画局 開発調整部 開発誘導課（上記各担当） 宛

■ 3 郵送による申請等の流れ



※ 2 主な流れになりますが、詳しくは各担当あて問い合わせください。緊急事態宣言を受け、限られた職員により対応しております。申請者の方にはご理解いただきますよう、よろしくおねがいいたします。